

岩手県告示第 511 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成 20 年 7 月 4 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 二戸一戸線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
二戸市石切所字船場 14 番 1 地先から字川原 60 番 22 地先 まで	新	A 44.0～19.0 m	m 165.0
		B 55.0～12.5	181.5
	旧	A 44.0～10.0	165.0

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
  - (1) 場所 二戸地方振興局土木部
  - (2) 期間 平成 20 年 7 月 4 日から同年 8 月 4 日まで